

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月17日

石垣市長 中山 義隆

理 由

市道の管理に起因した車両損傷事故等の損害賠償請求について、損害賠償の額を定める必要がある。事故等の損害賠償請求については、市が加入する道路損害賠償責任保険において、査定を行い、事務処理を行っていた。その都度、専決処分すべき案件であったことから、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分する。

別紙

	住所・氏名等	事故発生 年月日	事故発生 場所	事故概要	損害賠償額
1	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	令和元年 8月1日	市道新田 線	横断グレーチング破損による車体下カバーの破損	5,605円
2	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	令和2年 7月29日	市道宮良 産業道路	道路穴によるタイヤパンク及びホイール損傷	11,722円
3	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	令和4年 3月9日	市道川良 原線	道路穴によるタイヤパンク及びホイール損傷	39,710円
4	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	令和4年 5月14日	市道美崎 町縦7号 線	市道上に排水の点検口が設置されており、そのカバーの跳ね上がりによる車体の損傷	103,422円
5	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	令和4年 5月23日	市道川良 原線	道路穴によるタイヤパンク及びホイール損傷	7,533円
6	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	令和4年 6月17日	市道平真 縦15号線	車の離合の際、側溝の上を通過したときに、側溝の蓋を跳ね上がりによる車体及びタイヤの損傷	539,680円
7	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	令和5年5 月30日	市道白保 横6号線	台風接近中の強風により道路灯が倒壊し、走行中のユニック車に衝突。フロントガラス、ミラー及びドア損傷	516,138円